

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

—異本注記の有無について— (二)

小林 恭治

本稿は左記の拙論の続編である。

・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (二)」

〔『鶴見大学紀要』第47号 第一部 日本語・日本文学編 平成22年3月〕

4、「併」（9才）

資料B-4

高山寺本	西念寺本	観智院本
併 併 補定及	併 併 蒲定及 併	併 併 蒲定及
10ウ	9オ	仏上18

資料B-4の西念寺本の標出漢字「併」の右に「併」という漢字の記載が見えるが、これは観智院本に見えない。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この西念寺本の「併」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

ところで、資料B-4の各写本の末尾に記載された注記は、多少の字形の相違は見られるものの、『併、』を記したものと思われる。西念寺本には『併、』の『、』が見えないが、これは脱漏と思われる。『併、』は標出漢字の意義注記と考えられるから、その意義的な観点から、資料B-4の西念寺本の標出漢字は「併」ではなく「併」の方が適切と考える。¹⁹⁾

しかし、西念寺本の「併」字の増補を異本対照による異本注記と考えてよいであろうか。問題は、異本を示す『イ』などの記述がないということで、「併」字についての情報源が不明となっている点である。

そこで、西念寺本の「併」という付記がどのようになされたかについては、次のような可能性が考えられる。

- 〈a〉ある転写時に標出漢字を「併」と誤写した後、異本の対照により「併」を付した。異本注記であることを示す『イ』などの記述は、その際に書き忘れたか、後の脱漏と考える。
- 〈b〉ある転写時に標出漢字を「併」と誤写した人物が、直後に誤記に気付いて「併」を付した。
- 〈c〉ある転写時に標出漢字を「併」と誤写した後、別の人物が誤りに気付いて「併」を付した。

そもそも一般に「〇〇イ」といった異本注記は、「異本では〇〇とある」といった、所持本との相違点を示す注記である。すなわち、異本注記は、記述の正誤を確定する以前の、正誤を検討するための材料を提示することを目的としていると言える。とすれば、所持本における「明らかな誤記」に気付いた場合には、「異本では〇〇とある」などとせず、根拠を示すことなく訂正の記述を施せばよい。

但し、所持本自体の権威や、所持本の書写者に対する敬意などの理由により、所持本の現況を尊重する立場であれば、異本対照により、所持本の「明らかな誤記」を発見した際にも異本注記を記すことがあり得るかもしれない。

因に、「〇〇歟」といった疑問注記は、所持本における記述に対して不審ではあるものの、「明らかな誤記」とまでは断定する自信がない状況のときに、異本などの根拠がない場合に記されると言える。

資料B-4の西念寺本の場合、標出漢字「併」の右に、やや小字で「併」とあるのみで、『イ』や『歟』などの「併」字を記述した際の状況に関する情報がない。とすると、まずは、(a)のように、異本対照は実行されたが、『イ』などの異本注記である旨の記述が失われているという解釈が考えられる。この場合、異本対照時においては、あくまで検討材料を示しただけというケースがあり得るので、標出漢字「併」が誤字であるという認識は対照者になかったということが考えられる。しかし、異本対照によることを示す『イ』などの符号を書き忘れたり、後の転写で書き忘れるといった事態が発生する可能性は、異本注記の本義からして極めて低いと思われる。それをしてしまうのが西念寺本の特徴なのだと言われれば、それを否定する材料はないのであるが、まずは、符号の書き忘れの可能性を低くみてよいと考える。

(b)の場合は、自身が記した文字であるのだから、誤写した「併」字に対する敬意は発生しない。ならば、「併」字を見せ消ちにするなど、訂正の意志を示す行為の形跡が残されていてもよいのではないかと思われるので、この可

能性も低いと考える。

〈c〉案の場合は、異本対照はなされなかったというケースである。「併」字に関する情報源は訂正者自身の知識によった可能性が高い。「併」字を誤記として訂正していないのは、所持本の体裁を尊重したためであると推測できる。ゆえに訂正者においては、標出漢字「併」を「明らかな誤記」と考えていた可能性が高い。

以上の点から、〈c〉案を採用し、西念寺本の「併」は、異本注記ではない可能性を支持したい。

5、「籀イ本」(10才)

資料B-5

高山寺本	西念寺本	観智院本
保言 竹榴文	保言 竹榴文 サ籀イ本	保言 竹榴文
11才	10才	仏上19

資料B-5の西念寺本の標出漢字「僞」の項目には、「籀文」と「籀イ本」の二つの注記が見えるが、二つ目の「籀イ本」が観智院本に見えないと考える。鎮国守国神社本では項目自体が佚文となつているが、これに対する注記は高山寺本にも見えないので、「籀イ本」は西念寺本の増補と思われる。

西念寺本の「籀イ本」は異本注記であり、その右に記されている「籀文」という注記の「籀」字に対して付されたものと思われる。そして、「籀イ本」は、「異本では『籀』の竹冠の箇所を草冠で記している」の意を示しているものと思われる。

資料B-5に示した標出漢字「僞」は、「僞」字を示したものと思われる。²⁰⁾「僞」は「愆」字の「籀文」²¹⁾であり、資料B-5の項目の二つ手前には、三写本ともに「僞」の項目があり、『俗通愆字』²²⁾の記述がある。すなわち、資料B-5の「僞」項目は、標出漢字「僞」の項目から連続して、異体字関連で列挙された項目の一つであり、西念寺本の「籀

資料B-6

高山寺本	西念寺本	観智院本
億 ツカロヤソ	億 ツカロヤク ソイ	億 ツカロヤウ
11ウ	10オ	仏上19

6、「ソイ」(10オ)

「文」という注記もそうした異体字の情報を示したものと考えられる。ゆえに、西念寺本の「籀文」という注記が、異体字注記としての『籀文』の意であるとする、西念寺本の異本注記「籀イ本」の「籀」字が「草冠」としては誤りと言える。

また、西念寺本では、「籀文」と「籀イ本」の両者ともに、「オ」の字画の箇所を「禾」にしている。

以上の西念寺本の『籀』字の字形に対して、観智院本は「竹榴」と二字に理解しているようで、『籀文』の意から外れてしまっている。『籀文』としての記述においては高山寺本が最も正しいと言えるが、西念寺本で「禾」としている字画が「オ」となっている。どちらも西念寺本の「籀イ本」の「籀」字とは字形が異なっており、西念寺本の異本における記述が観智院本・高山寺本とは異なっていることがわかる。²⁴⁾

資料B-6の西念寺本の標出漢字「億」の末尾の記述「ソイ」という注記が、観智院本に見えない。鎮国守国神社本においては項目自体が佚文であるが、この西念寺本の「ソイ」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

また、資料B-6の各写本における標出漢字「億」については未詳である。²⁵⁾以下、それを前提に論述する。

この西念寺本の「ソイ」という記述は、その記された位置から考えて、右隣の注記「ヤク」に対する異本注記で、「ヤク」の「ク」は異本では

『ソ』と記されている」の意を示しているものと思われる。そこで、資料B-6で西念寺本の「ヤク」に対応する他の写本の様子を確認すると、観智院本では「ヤウ」、高山寺本では「ヤソ」とあることから、西念寺本の異本注記「ソイ」は、高山寺本の記述と一致していることがわかる。²⁸⁾カタカナの『ソ』と二画とも左下に払う『ク』は、字画のデザインと構成が類似しているので、『ク』の第一画目の『ノ』の字画が曖昧に記されると『ソ』と誤認しやすい関係にあると考える。

さて、右の点から、高山寺本系統の写本は、西念寺本の本文の系統が異本とするものであるということも考えられる。しかし、西念寺本の「ソイ」は、その他の記述の箇所と同筆と認められるところから、「ソイ」が増補された時期については、現存本の本文成立と同時にある場合と、それ以前の写本の段階とが考えられるので、確定できないことになる。

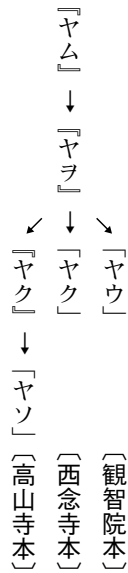
ところで、資料B-6の標出漢字「億」が、どういう原義を持つ漢字であるかについては不明であることは先に述べたが、そのカタカナ注記についても、「ツカロ」や「ヤウ」、もしくは「ヤソ」「ヤク」または「ヤタ」というのは字訓として不審である。²⁹⁾

そこでまず、「ツカロ」については、ここ以外にも観智院本の「驢」（僧中110）に「ツカロ アソ」の例が存する。これは鎮国守国神社本の「驢」（下二8ウ）に相当し、こちらの注記は「ツカロ アク」となっている。因に、観智院本の「ツカロ アソ」、鎮国守国神社本の「ツカロ アク」には、それぞれ合点が振られている。この両写本の記述は、資料B-6の各写本の注記の記載状況と同様ではないかと思われる。とすると、「ツカロ」については、例えば観智院本の資料B-6の仏上19と、僧中110の二ヶ所で誤記が発生したと考えるのも、通常は不自然と思われるので、「ツカロ」という語の存在を認めざるを得ない状況ではあるのだが、やはり奇妙な語であるように思われる。

また、資料B-6の各写本で「ヤウ」「ヤク」「ヤソ」とある注記に対しては、「アク」「アソ」となっていることは興味深い。しかし、「ツカロ」との意義的連関を意識すると、「ヤウ」「ヤク」「ヤソ」「アク」「アソ」のいずれの場合も字訓としては未詳で、どの記述が正しいのかを断定することは難しい。

そこで、いささか安易ではあるが、やはり、誤写が発生したことを前提に推測すると、まず、「ツカロ」については、本来『ツカル(疲)』であり、『ツカル』の『ル』を「ロ」と誤っているのではないかと考えが浮かぶ。『ル』の二画目の『レ』画をはね上げない字形から考えると、『ロ』の最終画の『一』を書き急いで、その起筆部が『ロ』の一画目の『一』の終筆部に接触しないことも一般的にはありがちで、そうして完成した字形は『ル』に類似してくるとも考えられる。

次に、「ヤウ」「ヤク」「ヤソ」「アク」「アソ」の場合は、本来、『ヤム(病)』ではなかったかと推測する。この『ヤム(病)』の『ヤ』が「ア」に誤記されるのは、字画の類似から考えて、さほど突飛な推測ではない。しかし、『ヤム(病)』の『ム』が「ウ」「ク」「ソ」と三種類に誤記されるには、それらと『ム』の間に『ヨ』という段階が存在したと仮定すると理解しやすい。カタカナ『ム』は、全体的な字画構成として、ほぼ正三角形のデザインであり、その字体を完成させる運筆としては、一画目を左下へ払い下げ、その後、途中で、筆を右方向へ方向転換させ、そして二画目に点を打つという三つのポイントが存する。また、底本の文字を見誤る原因としては、「書写時の運筆が速いために、底本において字画が崩れてしまった文字」を見たためというケースが考えられる。そこで、カタカナの『ム』を素早く書いた際に『ム』以外に見えてしまう可能性のあるカタカナとして『ヨ』を考えた。この『ヨ』は書きようによっては、「ウ」にも「ク」にも見えることが考えられる。そして、先にも述べたように、「ク」と誤記されたものは、やはり書きようによって「ソ」に見誤ることもありがちのように思われる。



右に示したように、改編本系名義抄において各写本共通の元となるような早い段階の転写の際に、『ヤム』から『ヤヲ』の誤写が発生していたとすれば、各系統に別れた後に、さらに誤写が繰り返された可能性も考えられなくはない。西念寺本では、「ヤク」成立後に異本対照が行われ、「ソイ」を増補したことになる。また、高山寺本の場合は『ヤヲ』の段階から『ヤク』を経ずに直接「ヤソ」に至ったとも考えられなくはない。

以上のように、複数の誤写が発生したことを認めることで、「ヤウ」「ヤク」「ヤソ」「アク」「アソ」の注記の成立過程を説明することは可能である。しかしながら、やはり、資料B-6の観智院本・西念寺本・高山寺本の三写本全てが「ツカロ」であること、そして観智院本・鎮国守国神社本においては、他の場所で「ツカロ」の例が確認されることからして、やはり右の誤写説は軽率なかもしれない。それらの観智院本・高山寺本・鎮国守国神社本の用例には、合点まで付されているということになると、その点、重く受けとめなくてはならないようにも思われる。

しかし、一方で、合点が付されているにもかかわらず、「ヤウ」「ヤソ」「アク」「アソ」のように記述が写本間で相違しているケースもあることからすれば、合点が付されていることを理由に誤写説を空論と断ずることも難しいように思う。合点が付された用例は「師説」によつていているとしても、その注記が正確に転写されるとは限らないということも言えそうである。今後の課題としたい。

資料B-7

高山寺本	西念寺本	観智院本
通 正 音堰 吳音演 フ爪 タフル ノイ ^キ フス ノク ナヒカス	上通 下正 一堰 吳 フ爪 カス オノツカラ アラス ノケサア	上通 下正 一堰 吳音演 フス タフル ノイ ^キ フス ノク ヤスム ソラス カクル アフク ニカス フセク ナヒカス ヲノツカラ アラス ノケサア
オノツカラ アラス ノケサア	カス オノツカラ アラス ノケサア	

高山寺本	西念寺本	観智院本
優 優 オノツカラ アラス ノケサア	優 優 上通下正 一堰 吳 上通下正 カス オノツカラ アラス ノケサア	優 優 上通下正 一堰 吳 アフクニカス フマナヒカス ヲノツカラ アラス ノケサア タフルノケサア ヤスムリラスカクルアフクニカスフセリケイナヒ
19オ	11ウ・12オ	仏上22

7、「スイ」 / 8、「クイ」(11ウ・12オ)

資料B-7の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表B-7-aに観智院本の配列順にしたがつて各写本の注記の対照表を作成した。

表B-7-a

観智院本	西念寺本	高山寺本
上通 下正 一堰 呉一演 フス タフル ノイフス ノク ヤスム ソラス カクル アフク ニカス フセク ナヒカス ノノツカラ アラス ノケサア	上通 下正 一堰 呉一演 フ爪 タフル ノイフス ノク ヤスム リラス カタル スイ アフク アカス フセリ クイ ナヒカス オノツカラ アラス ノケサア	通 正 音堰 呉音演 フ爪 タフル ノイフス ノク ヤスム ソラス カクル アフ アカス フセク ナヒカス オノツカラ アラス ノケサア

表B-7-aを見ると、西念寺本の標出漢字「偃」⁽²⁹⁾のカタカナ注記⑫「スイ」と⑬「クイ」という二つの注記が観智院本に見えないことがわかる。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この⑫「スイ」と⑬「クイ」はいずれも高山寺本にも見えないので、両者ともに西念寺本の増補と思われる。

ところで、この西念寺本の⑫「スイ」については、資料B-7に見るように、その左上に見えるカタカナ注記⑪「カタル」の「ル」に付されたもので、「カタル」の「ル」が異本では「ス」と記されている」の意を示しているものと思われる。西念寺本の⑪「カタル」については、観智院本・高山寺本ともに⑪「カクル」とあるものに相当すると考えられる。⁽³⁰⁾標出漢字「偃」の注記としては、「カタル」ではなく「カクル」とあって欲しいところであり、転写の際に、『ク』を「タ」に書き誤ったものと思われる。しかし、

ここで、異本注記の⑫に「スイ」とあって、「クイ」ではないことが問題となる。

すなわち、異本注記⑫「スイ」が記される際の当該本と異本の状況について、次のようなケースが考えられる。

〈a〉当該本において『カクル』とあった場合に、異本対照により『スイ』が付されたのであれば、その異本には『カクス』とあったことになる。そして、その後『カクル』を「カタル」と誤写した。

〈b〉当該本において既に『カタル』と誤記されていた場合に、異本対照により『スイ』が付されたのであれば、その異本には『カタス』とあったことになる。

〈a〉の場合、当該本と異本の記述は『カクル』（隠）と『カクス』（隠）で意義的に類似するが、〈b〉の場合、当該本と異本の記述は『カタル』（語・騙）と『カタス』（片・肩・勾引へかだす）で意義的に齟齬するため、異本対照時に両者は対応関係ないと判断されるはずで、⑫「スイ」のような注記の一部を説明するような異本注記が記されることはないものと思われる。当該本の『カタル』を『騙』の意と解し、異本の『カタス』を『勾引へかだす』と解した場合には、意義的な類似がないとも言えないが、『カタス』は実際には「かだす」となるため、『カタル』（騙）と同語であるとは認められず、やはり異本対照の対象にはなり得ないものと思われる。

とすると、異本注記⑫「スイ」が記された際の状況としては、〈a〉のように、当該本には『カクル』とあり、異本には『カクス』とあったということになる。現存の西念寺本は⑪「カタル」とあるが、『カクル』を「カタル」と誤写したのは、異本注記『スイ』が記された後の転写時ということになる。ゆえに、異本注記⑫「スイ」は、少なくとも現存本の成立以前の段階において記されたということになる。

次に、西念寺本の⑬「クイ」については、資料B-7に見るように、その左上に見えるカタカナ注記⑮「フセリ」の「リ」に対して付された異本注記で、「フセリ」の「リ」は異本では「ク」と記されている」の意を示したものと
思われる。

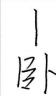


カタカナ注記の冒頭に、観智院本では⑤「フス」、西念寺本・高山寺本では⑤「フ爪」とあるように、標出漢字「匱」には「臥」の義が存する。このことからすると、西念寺本の⑮「フセリ」は、注記の意義に⑤「フ爪」と重複しているようにも考えられる。これは漢和辞書の体裁としては不自然なようにも思われるが、例えば、観智院本の「匱」（仏上27）の項目には「フセリ」の例があり、⑤「フス」と「フセリ」が共存することも、また、「フセリ」という一単語ではない注記が存在することも、他に例がないわけではないことがわかる。

また、標出漢字「匱」には、他に「止」「堰」の意も存する。西念寺本の⑮「フセリ」に対応する注記としては、観智院本・高山寺本とともに⑭「フセク」とあることは、西念寺本の異本注記⑯「クイ」の記事と一致していることになる。このことからすれば、西念寺本の⑮「フセリ」は、字画の類似から「フセク」の「ク」を「リ」と書き誤ったものである可能性が高い。

西念寺本のある転写の段階で、標出漢字「匱」における「止」「堰」の義を知らない人物が、「臥」の義に引かれて底本の「フセク」を「フセリ」と誤認したのか、また、単純に「フセク」の文字列を「フセリ」と誤認しただけなのかは分からないが、⑯「クイ」と記した人物は、字画の似た「ク」と「リ」を注意深く見分けたということになる。これは、異本対照を試みた人物が、⑮「フセリ」を「臥」ではなく「止」「堰」の意であるべき」と理解していたということにもなる。

9、「爪イ」（12オ）

資料B-8

高山寺本	西念寺本	観智院本
 フ爪 ノーフ爪	 フ爪 ノーフ爪 イイフセリ	 フ爪 ノーフ爪 フス ハイフセリ
19オ	12オ	仏上22

資料B-8の西念寺本の熟字項目「偏卧」の二行目の注記「爪イ」が観智院本に見えない。鎮国守国神社本では項目自体が佚文となっているが、「爪イ」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

西念寺本の「爪イ」は、その左に記されている三行目の「ノイフセリ」に対して付されたもので、「ノイフセリ」の「セリ」は、異本では「爪」と記されて「ノイフ爪」とある⁽³²⁾の意を示しているものと思われる。

そこで、資料B-8の観智院本・高山寺本で、西念寺本の「ノイフセリ」に対応する注記を確認すると、観智院本では西念寺本と同様に「ノイフセリ」とあるものの、高山寺本では「ノーフ爪」とあり、「爪」は一致するものの、「イ」が「ー」となっている点に相違が存する。これは観智院本で「ノイフセリ」、西念寺本で「ノイフセリ」とあるところからすると、高山寺本の単なる誤写のように見えてしまうが、熟字項目「偏卧」の語義からすれば高山寺本の「ノーフ爪」という注記は不審な注記ではない。すると、観智院本・西念寺本の方の誤写かということになるが、ここで、本稿で先に示した資料B-7を見ると、「偏」項目の西念寺本と高山寺本の⑦に「ノイフス」とあることから、「ノイフス」という語は「ノキフス」という語の音便形であると推測することができる⁽³³⁾。このことから、資料B-8の「偏卧」項目の西念寺本・観智院本の『ノイフセリ』の「イ」は、『キ』を誤写したのではなく、音便形で記されていると考えることができる。

改編本系の名義抄が、様々な先行文献から字訓を収集したことからすれば、観智院本・西念寺本のような「ノイフセ（セ）リ」という一語でない注記もあり得ないわけではない。ゆえに、注記の収録後に、観智院本・西念寺本の

「ノイフセ(セ)リ」が、語形を整理されて高山寺本のような「ノーフ爪」となったと考えるのは自然であるが、「ノーフ爪」を「ノイフセ(セ)リ」へと変更する理由は考えられない。ただ、「ノイフセ(セ)リ」が音便化する前の『ノキフセ(セ)リ』の段階から、「ノーフ爪」となって欲しいところではある。

「ノイフセ(セ)リ」

←

「ノーフ爪」

いずれにしても、観智院本・西念寺本の源流となる写本と高山寺本の系統とは、それなりの距離があるように感じるが、先に、西念寺本の「爪イ」の情報源となった異本においては『ノイフ爪』と記されていたと推測したことからすると、その異本では、高山寺本のような「ノーフ爪」が音便化した『ノイフ爪』が記されていたことになる。西念寺本が参照した異本は高山寺本系統で、現高山寺本よりも新しく成立した写本であった可能性が考えられることになる。

「ノーフ爪」

←

『ノイフ爪』

資料B-9

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>係女 於馬又長、又鳥和及ヤトイタム オモ子ルカガハハハラフカタム上ツル タムエラフ</p> <p>13オ</p>	<p>係女 於和人鳥利メヤトイタムオモネ ルツラフオガツルカタム上ツルタムエラフ</p> <p>12オ</p>	<p>係女 於為人長、又鳥和メ カトトイタムラモ子此ヘツラフオコツル カタム上ツルタムエラフ</p> <p>仏上22</p>

10、「イ本」(12オ)

右に示した関係を換言すれば、西念寺本における異本対照作業では、の段階の当該本がの段階の異本を参照したことになる。

但し、観智院本の「ノイフセリ」に合点が付されていることからすれば、「ノイフセリ」は師説であつた可能性がある。その場合、例えば、当初は『ノキフス』であつたものが、師から『ノイフセリ』の情報を与えられて書き改めたということも想像される。しかし、その改めた『ノイフセリ』に、西念寺本で「爪イ」と付した人物は、師説を重視する姿勢を見せなかつたことになるから、師説の存在を知らず、単に異本との相違をメモしただけなのかもしれない。

資料B-9の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表B-9-aに観智院本の配列順にしたがつて各写本の注記の対照表を作成した。

表B-9-a

			高山寺本	西念寺本	観智院本
エラフ タム ユツル カタム オコツル ヘツラフ ヲモネル イタム カアト 又焉和又 長、 於為又	エラフ タム ユツル カタム オコツル ヘツラフ オモネル イタム ヤアト 又於和又 焉利又 イ本	エラフ タム ユツル カタム オコツル ヘツラフ オモネル イタム ヤアト 又焉和反 長、 於為反	タム オモ子ル エラフ	於為反 長、 又焉和反 オコツル ヘツラフ カアト ヤアト イタム ユツル カタム オコツル	於為又 長、 又焉和又 カアト カタム イタム ユツル ヲモ子ル タム エラフ ヘツラフ オコツル

表B-9-aを見ると、西念寺本の③「又於和又」と⑤「イ本」という二つの注記が観智院本に見えないことがわかる。しかし、③「又於和又」については、すでに別稿で扱ったので、ここでは異本注記と思われる西念寺本の⑤「イ本」のみについて考察すると、鎮国守国神社本では項目自体が佚文となっているが、西念寺本の⑤「イ本」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

西念寺本の⑤「イ本」は、左上の④「焉利又」に対して付されたものと考えられるが、その意

味するところは、「異本には『焉利又』も記されている」ということを示しているものと思われる。しかし、その義であるならば、異本注記としては『イ本焉利又』のように小字で④「焉利又」が⑤「イ本」の後に記される形であり、そうなどころであるが、そうならないのは、小字で『イ本焉利又』と記すと、それが記された近辺の別の注記が異本では『焉利又』と記されているものと誤解されることを恐れたからではないかと推測する。

ところで、表B-9-aを見ると、西念寺本の④「焉利又」に相当する注記は、観智院本では③「又焉和反」、高山寺本では③「又焉和反」とあり、「利」と「和」とで相違していることに気づく。これは、一見すると字画の類似性から、単に西念寺本の④「焉利又」の「利」が、本来、「和」字であったものを誤写したのだと考えたいところである。しかし、ここで、観智院本の③「又焉和反」、高山寺本の③「又焉和反」については、その冒頭にそれぞれ「又」字が付されていることが注目される。そこから考えると、西念寺本の③「又於和反」の注記の方が、本来、観智院本の③「又焉和反」、高山寺本の③「又焉和反」に対応する注記ではなかったのかという疑いが考えられる。

すなわち、西念寺本の第三注記は当初、『又焉和反』であったが、例えば、ある転写時に、第一注記の反切の声母字である「於」字に目を奪われて、『又焉和反』の『焉』を書き誤って『又於和反』としたと考える。その後、西念寺本では、異本対照作業がなされ、当該本に『焉和反』の記述がないことに気づき、これを異本注記として増補しようとするが、その際に、異本の『焉和反』が当該本の『又於和反』に相当するものであるようには見えないことから、対応する注記が存在しないことを示すために、『焉和反』をその他の注記と同じ大きさで記し、同時に『イ本』と小書したと考えたい。

『又焉和父』

←

『又於和父』に誤記

←

『焉和父』『イ本』を増補

その後、『焉和父』の『和』が「利」に誤写されて現在の西念寺本の④「焉利父」となったと考える⁽³⁵⁾。

しかし、の段階の異本対照において、(Ⅱ西念寺本の③)の「又於和父」の注記が異本には存在しないであろうことからすると、「又於和父」に対してコメントが存在しないことに疑問があるが、これは、西念寺本で対照した異本の『焉和父』の直前に③「又於和父」も記されていた可能性も考えられるが、それよりも、西念寺本における異本対照が、当該本に見えない記述の探索を目的として、記述の増補を期待した作業であったとしたら、異本の方が注記が少ないことは問題にならず、異本に③「又於和父」に相当する注記が見えなくとも、問題にされなかったかもしれない。

これは、異本対照の作業自体が、内容の正確さを目的としているのか、記述の増補を期待しているのかという、姿勢の相違であり、重要なポイントと言えるかもしれない。

11、「佇」 / 12、「ムイ」（12オ）

資料B-10

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>佇</p> <p>正作野 ネカフ ヒヤシトナチ</p> <p>トムト ハムハリノク</p> <p>13オ</p>	<p>佇佇</p> <p>正作野 ルネカフ ヤストラ ヒヤシトナチ</p> <p>トムト ハムハリノク</p> <p>12オ</p>	<p>佇</p> <p>正作野 子カフ ノクハム ハムハリノク</p> <p>トムト ハムハリノク</p> <p>12オ</p>

まず、資料B-10を見ると、西念寺本の標出漢字「佇」の右に、やや小字で記されている「佇」字が観智院本には見えないことがわかる。「佇」字が観智院本では項目自体が佚文となっているが、「佇」字は高山寺本にも見えないことから、西念寺本の増補であると考えられる。

ところで、資料B-10の観智院本・高山寺本では、標出漢字を「佇」としていることから、西念寺本の標出漢字「佇」の字体は、本来「佇」である方が正しいと思われる。(36) ゆえに、「佇」字の増補は、標出漢字「佇」の誤りを正しているように思われるが、増補された「佇」字を異本対照による異本注記と考えてよいかどうかは問題がある。

これは本稿の資料B-4の西念寺本の標出漢字「併」と、それに付された「併」字のケースと同様で、異本を示す「イ」などの表記がないので、「佇」字についての情報源が不明となっている。そこで、西念寺本の「佇」という付記がどのような記法かについては、次のような可能性が考えられる。

〈a〉ある転写時に標出漢字を「佇」と誤写した後、異本の対照により「佇」を付した。異本注記であることを示す「イ」などの記述は、その際に書き忘れたか、後の脱漏と考える。

〈b〉ある転写時に標出漢字を「佇」と誤写した人物が、直後に誤記に気付いて「佇」を付した。

〈c〉ある転写時に標出漢字を「佇」と誤写した後、別の人物が誤りに気付いて「佇」を付した。

〈a〉の場合、西念寺本の標出漢字「倅」が誤字であるという認識が、異本対照者に存在したかどうかは不明ということになるが、異本対照によることを示す『イ』などの符号がないことは、〈a〉案の可能性の低さを示していると考ええる。〈b〉の場合は、誤写した「倅」を見せ消ちにするなど、訂正の意志を示す痕跡が残されていてもよいのではないかと思われる。〈c〉の場合は、誤記が訂正されていないのは、「別の人物」が底本を尊重したためであると推測できるので、「倅」字の記載は、訂正者の知識によるもので、異本注記ではないと考えたい。

次に、資料B-10の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表B-10-aに観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

高山寺本	西念寺本	観智院本
正 ネカフ 作貯 ^{チヨ} ヒサシ トナフ	正 ル ネカフ 作貯 ^{チヨ} ヤスラフ タ、スム サフラフ アレナリ	正 子カフ 作貯 ^{チヨ} サフラフ タ、スム タクハフ
フアラフ 、スム	アツ ト、アル ツモ	アツ ト、アル ツモル
ウカウ タクハフ ヤスラフ ト、ム アレナリ ト、アル ノソム ハムヘリ タテリ ツモル タテリ ノク 昊音儲	アツ ト、アル ツモ ヒサシ ノク ハムヘリ タテリ ト 昊音儲	ウカ、フ ヤスラフ アレナリ ノソム ヒサシ ノク ハムヘリ タテリ トナフ 昊、 儲、

表B-10- a

観智院本	西念寺本	高山寺本
正 作貯 ^{テリ} タ、スム アツ ト、ムル ツモル 子カフ サフラフ タクハフ ウカ、フ ヤスラフ アレナリ ノソム ヒサシ ノク ハムヘリ タテリ トナフ 呉、 儲、	正 作貯 ^{テリ} タ、スム アツ ト、アル ツモル ネカフ サフラフ タクハフ ウカ、フ ヤスラフ アレナリ ノソク ムイ ヒサシ ノク ハムヘリ タテリ トナフ 呉一儲	正 作貯 ^{テリ} 、スム アツ ト、アル ト、ム ツモル ネカフ フラフ タクハフ ウカウ ヤスラフ アレナリ ノソム ヒサシ ノク ハムヘリ タテリ トナフ 呉音儲

表B-10-aを見ると、西念寺本⑭「ムイ」という注記が観智院本に見えないことがわかる。鎮国守国神社本では項目自体が佚文となつているが、この⑭「ムイ」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

西念寺本の⑭「ムイ」は、左上の⑬「ノソク」に対して付されたもので、⑬『ノソク』の『ク』が異本では『ム』と記されている」の意を示したものと考えられる。表B-10-aを見ると、西念寺本の⑬「ノソク」に相当する注記は、観智院本では⑬「ノソム」、高山寺本では⑬「ノソム」とあり、西念寺本の⑭「ムイ」が示す内容と一致する。「佇」字の注記としては『求』の意が考えられるので、西念寺本の⑬「ノソク」は『ノゾム』の誤記と考えてよいであろう。^⑫

※紙面の都合により本稿を分載致します。以下続

注 記

- (19) 「脣」字については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の833に記載がある。
- (20) 「盤」字については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の35550に記載がある。
- (21) 集韻〔集韻 附索引〕上海古籍出版社、1989年5月。平聲・三・6丁オモテ(167頁9行目)の「愆」の項目に「籀作盤」とある。
- (22) 「僊」項目の「俗通愆字」の「愆」字の字形については、観智院本では、「シ」の字画を「マ」にし、「心」の字画がない。西念寺本では、「シ」の字画を「マ」にし、「丁」の字画を「千」とする。高山寺本では、「シ」の字画を「マ」とする。
- (23) 高山寺本では「オ」のように記しており、「木」の最終画を省略した字形のようにも見える。
- (24) 観智院本類聚名義抄(増上65)に「籀」の項目が存する。そこでは「竹冠」に「留」を字画としている。また、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の8310に「籀」字の「竹冠」を「草冠」にした「籀」字があるが、これは別字となる。
- (25) そのため以後の推論については、標出漢字自体の原義によることが不可能であることが前提となる。しかしながら、資料B-6の標出漢字「僊」に字体的・意義的に近いものとして、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の1135に「僊」の記載がある。完本である観智院本には「僊」字を標出漢字にした項目がないように思われるので、「僊」との関係がありそうではあるが、資料B-6に示したように各写本ともカタカナ注記のみで、漢字による字音に関する記述がないことが不審ではある。また、藤堂明保氏の『字研漢和大事典』(第22刷 昭和61年1月)では、「僊」の項目に「ツカル」「オロカニ」の例があることを示すが、これは観智院本の法中91の「僊」項目の注記であり、資料B-6の項目のものではない。
- (26) 「(12)の正宗氏は、観智院本の「ヤウ」に関して、「○高本ヤソ西本ヤク外にタイあり凡て不明可考」とする。正宗氏の「西本ヤク外にタイあり」の「タイ」は、本稿で異本注記としている西念寺本の「ソイ」のことを意味しているものと思われる。しかし、資料B-6に示したように、西念寺本の記述は「タイ」ではなく「ソイ」のように見える。参考までに、これについて、(14)の草川氏の「ヤウ」の項目にはコメントがない。
- (27) 「ヤウ」については、(26)の正宗氏を参照。また、(12)の正宗氏は「ツカロ」について、「○ツカルか可考」とし、(13)の長島氏は「ツカロ」の「ロ」に「マ、」とす。
- (28) 但し、この観智院本の「騙」(僧中110)と鎮国守国神社本の「騙」(下二8ウ)については、その標出漢字と注記との関係に齟齬があるのではないかという疑いがある。まず、表B-6-aに観智院本と鎮国守国神社本の項目の様子を示した。そして、この両者の標出

資料B-6-a

鎮国守国 神社本	観智院本
𩇑	𩇑
ツカロ アク	ツカロ アソ
下二8ウ	僧中110

漢字の字形に類似する字画を持つ漢字については、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』において、表B-6-bのA「𩇑」(45095)がある。

資料B-6-b

大漢和辞典			親字	文字 番号	関連語義
C	B	A			
𩇑	𩇑	𩇑			
28583	45025	45095			
「疲れる」「病む」	「ラバ」	「ラバ」			

係があるのではないかと推測される。

- (29) 参考までに、「僂」字に関連して、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の88に「僂」字の記載がある。
- (30) 西念寺本の④「カタル」については、資料B-7に示したように「タ」の最終画の「㇇」に相当するものが確認されており、「ク」を「タ」に誤記しているものと思われる。但し、(14)の草川氏は「カクル」とされて解釈が異なる。
- (31) 観智院本の「僂」(弘上27)の「フセリ」に対して西念寺本では「フセリ」(14ウ)とある。
- (32) 資料B-8の西念寺本の記載状況からすれば、「アイフフリ」「ノイフリ」の可能性もないわけではないが、語として考えにくい。
- (33) 「ノイ(キ)フス」という語の用例は、前田本色葉字類抄『尊経閣蔵三卷本色葉字類抄』勉誠社 昭和59年5月)の下17オの「僂臥」の項目の右に「ノイフセリ」の振仮名がある。また、(16)の築島氏によれば、1130001⑦10(法華経伝記 十卷 五帖 大治五年 東大寺図書館)の「僂」の注記に「ノキフス」、1155009-27ウ7(三教指帰 一帖 久寿二年 天理図書館)の「僂臥」の「僂」

の注記に「ノイフシ」12230001-52オ（俱舍論音義抄 一帖 貞応二年 金沢文庫）に「ノイフス」12780002-7（春秋経伝集解 三十卷 弘安元年 宮内庁書陵部）の「偃」に「ノイフシ」、また、12530007（白氏文集 二十七卷 建長四年他 大東急記念文庫）の「仰臥」に「ノイフシ」の例が存する。その他、大鏡（『大鏡』日本古典文学大系21 岩波書店 昭和35年9月 240頁）の五道長上に「おきならがいやしきやどりも、帯・ひもととき、門をだにさゝで、やすらかにのいふしたれば、としもわかえ、いのちものびたるそかし。」（傍線筆者）の例がある。

(34) 西念寺本の③「又於和又」については、(2)のe-1の第7項（資料7）の論考で触れている。

(35) 異本においてすでに「焉和又」の「和」字が「利」に誤写されていた可能性もあるが、ここでは 段階の記述がそのまま残されている方を自然と考えた。

(36) (5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の496に「佇」字の記載があるが、「佇」字は見えない。

(37) 参考までに、西念寺本の⑳「吳上儲」は、観智院本で㉑「吳」㉒「儲」、高山寺本で㉓「吳音儲」とあり、観智院本の㉑「吳」㉒「儲」は誤りであることが明白である。この用例は、現西念寺本が現観智院本を書写したものであるかないことの証左になるものと考ええる。